

平成31年度

# 瑞浪市一般廃棄物処理 実施計画

## 平成31年度 瑞浪市一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下『法』という。)第6条第1項、同法施行規則(昭和46年省令第35号。)第1条の3及び瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和59年瑞浪市条例第35号。以下『条例』という。)第2条の規定により定めるものとする。

### 1. 前年度における一般廃棄物の排出状況

法第6条第1項に規定する区域から排出される廃棄物は、次のとおりである。

行政区域内人口 **37,717**人 世帯数 **15,018**世帯 (平成30年4月現在)

1日平均排出量及び収集量の内訳(平成30年度見込)

(平成30年度：可燃委託収集206日、可燃・不燃持込256日、不燃・資源収集216日、事業系243日、し尿収集245日・汚泥収集268日・し尿汚泥処理260日)

(単位:ごみトン・し尿汚泥キログラム)

区分	内 訳	排出量	収 集			直 接 持 込	直 営 処理量	備 考
			直営	委託	許可			
生活系 ごみ	可燃物	35.19		33.41		1.78	35.19	委託収集及び持込
	不燃物	2.81	2.13			0.68		直営収集及び持込
事業系 ごみ	可燃物	14.35		0.9 ※1	11.69	1.76	13.45	許可業者及び持込
	不燃物	3.97			0.08	3.89		許可業者及び持込
し 尿		12.49		12.49			12.49	委託業者
浄化槽汚泥		34.48			34.48		34.48	許可業者
資 源 ご み		2.16	2.13		0.03		2.16	直営及び許可業者

※し尿・浄化槽汚泥資料：上下水道課、浄化センター

※1 関市へ食品リサイクルのため搬出

### 2. 一般廃棄物の種類別、処理の区分別処理主体は、次のとおりである。

生活系ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分計画(平成31年度：244日)

単位：トン

項目 種類	排出量	要処理量	再生 処理	収集 主体	運搬 回数	中間処理及び最終処分		
						処理主体	処 理 方 法	
可燃ごみ	7,800	7,000	800	市	2/週	市	回収後、焼却 処分	紙類、紙パック、 ペットボトル、古 着等はリサイク ル
不燃ごみ 粗大含む	550	370	180	市	1/月	市	有価物回収後 埋立	缶、ビン類は リサイクル

事業系ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分計画

単位：トン

種類	排出量 <sup>トン</sup>	要処理量 <sup>トン</sup>	収集主体	運搬回数	処分
可燃ごみ	2,800	2,800	許可業者	随時	生活系のごみ処理施設で処分
不燃ごみ	40	40			
可燃ごみ	500	500	自己搬入		
不燃ごみ	1,000	1,000			

残渣の量及び処分方法

種類	排出量 <sup>トン</sup>	要処理量 <sup>トン</sup>	収集主体	運搬回数	処分
溶融スラグ	680	680	市	1回/日	最終処分場埋立
固化物・磁生物	350	350		1回/日	〃
浄化センターし渣	29	29		3回/週	可燃物焼却施設にて焼却処分

3. 法第7条による一般廃棄物処理業者は、次のとおりである。

委託及び許可業者一覧表

区分	会社名	所在地	業務内容
委託	(有)中部環境	土岐町1187-1	し尿の収集運搬、市より委託を受けた一般廃棄物の収集運搬 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬 市が収集運搬する対象外の一般廃棄物の収集運搬
許可	大昭工業(株)	名古屋市西区清里町18	浄化槽の清掃・浄化槽汚泥の収集運搬
許可	(有)中部環境	土岐町1187-1	事業系ごみの収集運搬、浄化槽の清掃・浄化槽汚泥の収集運搬
許可	(株)橋本	可児市下恵土233-1	事業系ごみの収集運搬 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬 市が収集運搬する対象外の一般廃棄物の収集運搬
許可	東濃故紙センター(株)	土岐町6569-3	事業系ごみの収集運搬

#### 4. ごみ処理実施計画

(1) 廃棄物減量等推進審議会の答申

一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する審議会の答申を遵守し、事業者、地域、家庭及び行政の役割を明確に位置付けながら事業推進の合理的運営に努める。

(2) 排出抑制の方法

排出者は、不要品の交換、販売店の引取り、資源回収等再利用の方法を極力活用して、ごみの減量化、再資源化に努め、それ以外のごみについては、各ステーションへ分別して排出するものとする。

(3) 再資源化するための分別品目は、次のとおりである。

区分	分別の種類	収集及び処理方法
可燃物	トレイ	食品用白色トレイを減容器で処理後、事業者において再生利用を行う。
	紙パック	主に牛乳パックを収集し、事業者において再生利用を行う。学校等が行う資源回収活動に排出するよう指導する。
	布類	リサイクルステーションの活用を図るとともに、学校等が行う資源回収活動に協力を求める。
	新聞紙	
	ダンボール	
雑誌		
不燃物	ペットボトル	圧縮処理を行い、事業者において再生利用を行う。
	廃食油	事業者において再生利用を行う。
	びん	リターナブル、無色透明、茶色、その他の色の4種類のびんを収集し、事業者において再生利用を行う。
	缶	スチール缶、アルミ缶をそれぞれ圧縮し、事業者において再生利用を行う。
	金属くず等	スチール、アルミ等を売却により受け渡し、事業者において再生利用を行う。
	使用済小型家電	小型家電リサイクル法に基づき、売却により受け渡し、国内で再資源化を行う。
	乾電池、蛍光管電球、水銀体温計	事業者において再生利用を行う。
	スプレー缶類	スチール等を売却により受け渡し、事業者において再生利用を行う。

(4) 関連施設の概要は、次のとおりである。

施設名	所在地	種類	日数
瑞浪市リサイクル広場	土岐町2087番地の15	紙パック、ペットボトル、 廃食油、びん、缶、乾電池、 蛍光灯、電球、乾電池、 水銀体温計、スプレー缶類	243
瑞浪市不燃物最終処分場	稲津町小里1538番地の1	トレイ、使用済小型家電	

## 5. 市民の協力と啓発活動

生活環境の保全のため、容易に処分できるごみは、焼却処理及び埋立処理を行う。

(1) 可燃ごみは、指定袋に入れ、収集日の午前8時30分までに地区のごみ集積所へ排出する。

排出の際には、生ごみは、水切りをしっかりと行い、大きなごみについては、細かくするなどの徹底を図る。

(2) 不燃ごみは、指定袋に入れるかシールを貼って、収集日の午前8時30分までに地区の不燃ごみ集積所へ排出する。

(3) 資源ごみは、収集日の午前8時30分までに、地区の資源ごみ集積所へ分別排出するよう市民の協力を求める。

飲料缶、ペットボトル、食料品用の白色トレイについては、市全域での収集及び市内9か所の指定集積場※において、拠点回収を実施する。

紙類及び古着は、毎月1回の収集となっているが、学校等が行う資源回収活動にも協力を求める。紙パック（牛乳パック等）については、設置協力店及び指定集積場に設置してある回収ボックスへの排出を促すとともに、学校等が行う資源回収活動にも協力を求める。

平成25年4月の小型家電リサイクル法の施行に伴い、市では、使用済小型家電の拠点回収及びピックアップ回収を実施するとともに、適正処理が可能な業者に引き渡して再資源化に努める。回収できる使用済小型家電は別表のとおり。

(4) 蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計などの有害ごみについては、拠点回収を実施し、適正処理が可能な業者へ引き渡してリサイクルに努める。

(5) スプレー缶類については、穴あけ時の事故が全国的に発生しているため、市民の安全性を考慮し、市内9か所の指定集積場※で穴のあいていないスプレー缶類の回収を実施する。

(6) 家電リサイクル法対象家電品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣装乾燥機・エアコン）は、メーカーによる回収・リサイクル化が義務付けられているため回収しない。

その他、収集指定日以外の家庭ごみの排出については、各施設への直接持ち込みとする。

（可燃ごみ及び資源ごみは、可燃物焼却施設。不燃ごみは、不燃物最終処分場。）

廃棄物の処理については、行政のみでなく市民、事業者それぞれの役割を明確にするとともに、具体的な方策の提示等の啓発活動を行い、快適で潤いのある生活環境の保全に努める。

回収できる使用済小型家電一覧表

品 目	具 体 例
通信機械器具	電話機、ファックス、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末など
パソコン (CRTディスプレイを除く)	デスクトップパソコン、ノートパソコン、液晶ディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ
ラジオ受信機	据置型・携帯ラジオ
映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオカメラ、車用DVD、DVD/ブルーレイ/HDDレコーダー・プレーヤー、ビデオデッキ、プロジェクターなど
音響機械器具	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオなど
その他の電子機器	磁気・光ディスク装置、ワープロ、プリンター、電子書籍端末、電子辞書、電子手帳、電子式卓上計算機、ゲーム機、カーナビなど
電気機械器具	電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル、電気アイロン、電気式ヘルスマーター、医療用電気機械器具、ドライヤー、電気カミソリ、蛍光灯器具、電気(電子)時計、電気(電子)楽器、電気こたつ(電極部分のみ)
その他	フィルムカメラ

6. 生活排水処理実施計画

(1)生活排水処理計画

ア. 合併処理浄化槽で処理する区域

下水道事業認可区域以外の地域での生活排水は、小型合併処理浄化槽で処理し、発生する汚泥は、市の許可業者が収集運搬し、浄化センターで処理する。

区 域	人 口	収 集 運 搬 (処理能力・台数)	処理施設	備 考
下水道事業認可区域以外の区域	10,719人	(有) 中部環境 汚泥濃縮車-1台 12.5t-1台、10t-1台、 5t-1台、4t-7台 3t-8台	浄化センター	(資料) 上下水道課 浄化センター
		大昭工業(株) 10t-3台、7t-1台 4t-3台、3t-2台、 2.4t-1台		
		瑞浪市 10t-1台		

イ. 下水道で処理する区域は次のとおりである。

区 域	人 口	備 考
1, 0 8 9ha	2 6, 9 9 8人	資料：上下水道課

(2) し尿・汚泥の処理計画 (年間 260日)

資料：浄化センター

区 域	排出量	要処理量	収 集	運 搬	処 理	備 考
し 尿	3, 100k1	3, 100k1	委託業者	1回/月	浄化センター	バキューム車による戸別収集運搬
浄化槽汚泥	8, 700k1	8, 700k1	許可業者	年1回以上		〃
農業集落排水汚泥	*月吉150k1 処理人口552人 *日吉南部400k1 処理人口822人 *大湫50k1 処理人口118人	600k1	委託業者	随時		汚泥運搬車による運搬
下 水 汚 泥	2, 400トﾝ	2, 400トﾝ	委託業者	5日/週	住友大阪セメント(株) (株)大地 他	汚泥運搬車による運搬

(3) 浄化槽汚泥の収集運搬業務許可区域

会 社 名	所 在 地	許 可 区 域
(有)中部環境	土岐町1187-1	一色町、稲津町、上野町、上平町、大湫町、小田町、学園台、釜戸町、北小田町、下沖町、須野志町、陶町、高月町、樽上町、寺河戸町、土岐町、西小田町、穂並、益見町、松ヶ瀬町、宮前町、明賀台、南小田町、薬師町、山田町、和合町、日吉町（ただし、日吉町鬼岩温泉地区及び北野地区の一部を除く）
大昭工業(株)	名古屋市西区清里町18	明世町、日吉町の一部（日吉町鬼岩温泉地区及び北野地区の一部）

(4) 住民に対する広報、啓発活動

生活雑排水の浄化に努めるため、下水道・農業集落排水処理施設への早期繋ぎこみ、便槽及び単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を、広報等により啓発する。

7. 関連施設一覧表

施設名	用途	所在地	形式・公証能力等	日数
瑞浪市可燃物焼却施設	可燃ごみ及び脱水汚泥の焼却	日吉町258-76	酸素式熱分解直接溶融炉 50t/日 (25t/日×2炉)	243
リサイクル広場	資源ごみ中間処理及びストック	土岐町2087-15	缶分別圧縮機800kg/H ペットボトル圧縮機300kg/H ガラス分別、ストック 紙パックスストック	
瑞浪市不燃物最終処分場 (管理型)	不燃ごみの埋立	稲津町小里1538-1	管理型準好気性サンドイッチ 埋立方式 145,900 m <sup>3</sup>	
	資源ごみ中間処理及びストック		白色トレイ減容 20kg/H	
中尾し尿中継施設	し尿・浄化槽汚泥一時貯留	土岐町2087-2	地下タンク式 120k1	
川折し尿中継施設	し尿・浄化槽汚泥一時貯留	稲津町小里1-8	地下タンク式 40k1	
瑞浪市浄化センター	し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理	下沖町2-1	下水汚泥と共同処理	

8. ごみの収集日

(1) 可燃ごみ収集地区一覧表

毎週2回の収集を行う。※土・日は、収集しないが、祝日(土・日を除く)は、収集を行う。  
年末・年始の収集日は、「広報みずなみ」及び「家庭ごみの収集カレンダー」に掲載して周知を行う。

「月・木 収集地区」

山田町	下山田地	明賀台	穂並	本町	浪花	中組
竜門	名滝	名滝団地	奥名	下沢	庄ヶ洞	桜堂
市原	上平町 (市役所周辺)	益見	益見町	大久手	仲ヶ平	大草
学園台	明世町	松ヶ瀬町	薬師町	稲津町	釜戸町	大湫町
日吉町						

「火・金 収集地区」

水の木	公園	元町	小田町	下沖町	和合町	西小田町
紺屋原地 団地	北小田町	南小田町	大法原地 団地	樽上町	一色町	上野町
宮前町	高月町	須野志町	栄町	一日市場	清水	木ノ暮
鶴城	鶴城団地	上平町(市役所周辺除く)		陶町		

(2) 不燃ごみ、資源ごみ収集日

家庭ごみの収集カレンダーを各戸に配布し、毎月1回の収集を行う。

土・日・祝日の収集は、行わない。

ただし、一般家庭の可燃ごみ・不燃ごみについては、毎月第3日曜日の午前8時30分から午前12時までの間、各施設への持ち込みを可能とする。

(3) 市内9か所の指定集積場※へ資源ごみ、有害ごみの持ち込みを可能とする。

可燃物焼却施設内リサイクルステーションへは、常時、資源ごみ及び有害ごみの持ち込みを可能とする。

※ 持ち込み可能なごみの種類は、ビン、缶、トレイ、ペットボトル、古着、毛布、紙類（新聞紙、雑誌、古本、ダンボール）、使用済小型家電、蛍光管、電球、乾電池、水銀体温計、スプレー缶類とする。

※ 指定集積場	
・可燃物焼却施設内リサイクルステーション	日吉町 258-76
・市役所本庁舎	上平町 1-1
・総合文化センター	土岐町 7267-4
・市民体育館	明世町戸狩 191
・日吉コミュニティーセンター	日吉町 4093-2
・釜戸コミュニティーセンター	釜戸町 2673-1
・陶コミュニティーセンター	陶町猿爪 405-1
・稲津コミュニティーセンター	稲津町小里 697-1
・大湫コミュニティーセンター	大湫町 422-1